

平成 30 年度【後期】

常葉大学 静岡草薙キャンパス
聴講生 募集要項



【静岡草薙キャンパス】〒422-8581 静岡市駿河区弥生町6番1号

TEL : 054-297-6100 FAX : 054-297-6101

1. 聴講開始の時期及び期間

- (1) 聴講開始の時期 9月
- (2) 聴講期間 6か月

2. 出願資格

以下の項目のいずれかに該当する者のみ、出願の資格があります。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 教授会において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認めたもの
- (3) 上記の他、聴講に必要な学力があると学長が認めた者

3. 聴講科目等

巻末の「平成30年度 聴講生 開講科目一覧表」に掲載されている科目が平成30年度後期の開講科目となります。聴講制限により受講できないことがあります。

なお、本学の授業時間割及び授業内容・計画を記載したシラバスは、常葉大学ホームページより閲覧できます。

開講している授業科目を調べ、聴講したい科目を選択する際の参考にしてください。

4. 聴講単位の上限

聴講を許可する単位（科目）数は、年間24単位以内とします。

5. 出願期間

後期：平成30年7月2日（月）～平成30年7月13日（金）

郵送により出願する場合、出願期間内の発信局日付印のある郵便に限り受理します。

持参の場合は、次頁記載の【出願書類提出先・問い合わせ先】に提出してください。

窓口業務時間は、平日8時45分から17時までです。

一度受理した書類等は、いかなる理由があっても、これを還付しません。

6. 出願方法

下記の出願書類〔1〕～〔5〕を提出してください。

【出願書類】

- 〔1〕聴講生願書（本学所定の用紙）※捺印もれのないように提出してください。
- 〔2〕履歴書（市販のもの）
- 〔3〕公的機関が発行する運転免許証や保険証等の身分（住所、氏名等）を証明できる書類の写し
- 〔4〕聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類（外国籍の者）
- 〔5〕顔写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）※聴講生証用に使用しますので、聴講生願書に添付したものとは別に1枚用意してください。

【出願書類提出先・お問い合わせ先】

●静岡草薙校舎開講科目

常葉大学 静岡草薙キャンパス 教務課

〒422-8581 静岡市駿河区弥生町 6-1

TEL 054-297-6100 (代表)

FAX 054-297-6101

MAIL kyoumu@sz.tokoha-u.ac.jp

7. 選考

提出書類・受講者数等により審査し、許可・不許可を通知します。

8. 聴講手続

聴講が許可された方には、後日「聴講許可及び授業料請求書」を郵送いたします。

授業初日にそれをお持ちの上、大学の券売機で発行する証紙を添付した上で、教務課窓口にご提出ください。ただし、聴講初日に来校できない場合は、授業開始日一週間以内に手続きを完了してください。

9. 授業料

授業料は、1単位あたり7,500円です。

●授業料の他、教育に必要な費用は、別にこれを徴収することがあります。

●一旦納付された授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しません。

10. 聴講生証の交付

授業料の納付が完了された方には聴講生証を交付しますので、聴講される際は必ず聴講生証を携帯してください。

11. 教科書

受講を認められた科目で指定された教科書がある場合、各自で書店やネットなどをを利用して購入してください。(静岡草薙キャンパスC棟1F 紀伊国屋ブックセンターで注文も可能です。)

教科書は、常葉大学HPのシラバス画面で確認することができます。

【常葉大学HP】<http://www.tokoha-u.ac.jp/>

ホームページ → 電子シラバス → 静岡キャンパス → 講義・教員から検索

12. 休講等

休講の場合、原則として個別連絡はしませんので、常葉大学ポータルサイトにてご確認ください。

(ポータルサイトの操作方法については、聴講初日に教務課窓口にてお知らせします。)

13. 成績等

聴講生は、試験がありませんので、受講科目の単位（成績）を修得することはできません。

ただし、聴講した旨の証明書の交付を受けることができます。

14. その他

- ・本学の図書館及び食堂を利用することができます。
- ・自家用車での通学はできませんので、自転車・バイク又は公共交通機関をご利用ください。
- ・聴講生が、本大学の諸規程に反する行為又は本学の秩序を乱したと認められる行為をした場合は、聴講の許可を取り消します。
- ・外国籍の者が本学の聴講生になることで、「留学」ビザを取得することはできません。

[学校法人 常葉大学 個人情報保護指針]

本大学では、園児・児童・生徒・学生・患者並びに教職員の個人情報データベース等を、教育・医療・研究の活動及び支援に必要な業務を遂行するために利用します。

一方、日本国憲法第三章国民の権利と義務における基本的人権の享有と性質(第十一條)及び個人の尊重、生命・自由・幸福の追求の権利の尊重(第十三条)の立場から、プライバシーを中心とする個人情報は適切な管理のもと保護されなければなりません。

本大学では、個人情報の保護に関する法律の他、文部科学大臣並びに厚生労働大臣が定める指針及び地方公共団体が講ずる措置等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報保護規定及び学校・病院別取扱要項を策定し、情報の収集及び教職員の研修を通じ、個人情報取扱事業者の義務として取組を適宜見直し、継続的な改善を行い、常に個人情報の適正な利用と保護に努めます。